

那覇市公報

第 1 4 9 4 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

規 則

- 那覇市児童手当の認定及び支給に関する規則の一部を改正する規則（子育て
応援課）…………… 891

訓 令

- 那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程の一部を改正する訓令
（契約検査室）…………… 909

告 示

- 平成 20 年（2008 年）12 月那覇市議会定例会の招集について（総務課）…… 910
- 平成 20 年度上半期那覇市の財政（平成 20 年 9 月 30 日現在）（財政課）…… 910

公 告

- 平成 19 年 7 月 4 日内閣総理大臣認定の地域再生計画「周辺環境調和型『亜
熱帯庭園都市』による地域活力の再生」に係る地域再生協議会の設置につい
て（管財課）…………… 925
- 平成 21・22 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付
について（契約検査室）…………… 926
- 平成 21 年度及び平成 22 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限
付一般競争入札参加資格者登録申請受付について（管財課）…………… 927
- 那覇市物品購入等入札参加資格審査申請について（管財課）…………… 928
- 那覇市営住宅活用用地活用事業者募集について（建設企画課）…………… 929

上下水道局告示

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について…………… 930
- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 930
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 931

選挙管理委員会告示

- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 932

規 則

那覇市規則第52号

平成20年12月15日

那覇市児童手当の認定及び支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市児童手当の認定及び支給に関する規則の一部を改正する規則

那覇市児童手当の認定及び支給に関する規則(昭和54年那覇市規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支払日) 第2条 法第8条第4項本文の規定による児童手当の支払日は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める日とする。ただし、その日が那覇市の休日^{（一）}を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下「本市の休日」という。)に当たるときは、その日前において最も近い本市の休日でない日を支払日とする。 (1) [略] (2) 職員(法第17条の規定の適用を受ける^{（二）}者に限る。以下同じ。) 2月20日、6月20日及び10月20日 2～3 [略] (支払方法) 第3条 <u>前条第1項の規定の適用を受ける市民に対する児童手当は、口座振替により支払うものとする。この場合において、指定した預金口座を変更しようとするときは、市長に口座変更届を提出するものとする。</u> 2 <u>前条第2項の規定の適用を受ける市民に対する児童手当は、当該市民の提出する児童手当随時払い請求書に基づき、直接払い又は口座振替により支払うものとする。</u> 3 <u>職員に対する児童手当は、直接払い又は口座振替により支払うものとする。</u> 4 <u>前3項に規定する口座振替は、市長の指定する金融機関において行うものとする。</u> (様式) 第6条 次の表の左欄に掲げる規定によ	(支払日) 第2条 [略] (1) [略] (2) 職員(法第17条の規定の適用を受ける^{（一）}<u>本市の職員</u>に限る。以下同じ。) 2月20日、6月20日及び10月20日 2～3 [略] (支払方法) 第3条 児童手当は、口座振替により支払うものとする。この場合において、指定した預金口座を変更しようとするときは、口座変更届を提出するものとする。 2 <u>前項に規定する口座振替は、市長の指定する金融機関において行うものとする。</u> (様式) 第6条 児童手当の認定及び支給に關す

<u>る中欄の児童手当の認定及び支給に関する文書は、同表右欄に掲げる様式によるものとする。ただし、職員の提出すべき児童手当現況届は、同表第1号様式によるものとする。</u> [表 別記] [第1号様式(第6条関係) 別記] [第2号様式(第6条関係) 別記] [第3号様式(第6条関係) 別記] [第4号様式(第6条関係) 別記] [第5号様式(第6条関係) 別記] [第6号様式(第6条関係) 別記] [第7号様式(第6条関係) 別記] [第8号様式(第6条関係) 別記] [第9号様式(第6条関係) 別記] [第10号様式(第6条関係) 別記] [第11号様式(第6条関係) 別記] [第12号様式(第6条関係) 別記]	<u>る文書の様式は、法及び省令に定める様式によるもののほか、市長が定める様式によるものとする。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正表を削る。 4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中に当該様式の表示がない場合は、当該改正様式を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

[第6条の表]

省令第1条第1項	児童手当認定請求書	第1号様式
省令第2条第1項	児童手当額改定請求書	
省令第3条	児童手当額改定届	
省令第7条	児童手当受給事由消滅届	
第3条第1項	口座変更届	
省令第4条第1項	児童手当現況届	第2号様式
省令第9条	支払／児童手当／特例給付／小学校第3学年 修了前特例給付／請求書	第3号様式
第3条第2項	児童手当随時払い請求書	第4号様式
省令第10条	児童手当認定通知書	第5号様式
省令第10条	児童手当認定請求却下通知書	第6号様式
省令第10条	児童手当額改定通知書	第7号様式
省令第10条	児童手当額改定請求却下通知書	第8号様式
省令第10条	未支払児童手当／支給決定／請求却下／通 知書	第9号様式
省令第10条	児童手当関係書類／返戻／保留／通知書	第10号様式
省令第10条	児童手当支払差止通知書	第11号様式
省令第10条	児童手当支給事由消滅通知書	第12号様式

①この注意事項を読んで記入して下さい。②記号欄には必ず署名することになります。
③本籍の郡名を記入して下さい。④この請求書を出す時は、請求者の通帳が必須を提示して下さい。

フリガナ 氏名	印	男・女	生年月日	2 口歴名義人 (請求者に限る)	カタカナで記入		基礎年金番号	添付書類 □厚生年金等加入者 年金加入証明書 □既入者 児童手当所得証明書又は未申告申立書 □別居児童がいる場合 市内①生計同一申立書 市外①生計同一申立書 ②住民登録簿 □請求者が父兄以外の場合 養子縁組申立書
請求者 住所	電話番号 (アパート・マンションなどは、名称・機番番号も記入して下さい。)	電話(自宅) 電話(職場)	支払希望金額 機関	口歴名義人 (請求者に限る)	銀行・信用金庫・農協・労働金庫	支店・支所	厚生年金保険 イ 私立学校退学・共済事業団 ウ 農林漁業団体職員共済組合 エ 国家公務員共済組合 オ 地方公務員等共済組合 カ その他() キ 国民年金 ク 未加入	請求者の収入は年金
氏名	年1月1日現在の住所(印刷用以外のとき記入)	左記住所の転出年月日	年 月 日	支店コード	口 歴 番 号	確 認 印		
氏名	(別居の場合は住所記入)	年 月 日	年 月 日	支店コード	口 歴 番 号	確 認 印		
氏名	(フリガナ)	続柄	生年月日	同居・別居	別居の場合の記入	監 護	生 計	支給対象児童○印 3歳未満 3歳以上
1			・ ・	同・別		有・無	同一・維持	
2			・ ・	同・別		有・無	同一・維持	
3			・ ・	同・別		有・無	同一・維持	
4			・ ・	同・別		有・無	同一・維持	
5			・ ・	同・別		有・無	同一・維持	
4	事由発生日	年 月 日	所 得 状 況	護 渡 所 得	認定児童数	算定児童数	人	
請求の理由 認定及び増額	(1) 出生した。 (2) 他市町村から転入した。 (転出予定) 年 月 日 (3) 養育するようになった。 (4) その他()	年 月 日	有・無	年分所得額 (8万円控除後) 扶養親族の数(内老人) 雑損・医療費 小規模企業共済等掛金 寡婦(夫)・勤労学生 障害者・特別障害者	認定・却下改定年月日	認定・却下改定年月日	年 月 日	
減額の理由 消滅及び	(1) 支給要件を満たさなくなった。 (2) 支給要件(児童と生計を同じくしなくなった。 (3) 支給要件(児童の生計を維持しなくなった。 (4) 受給者が亡くなった。 (5) 特別給付者の現生年金額	年 月 日	有・無	年分所得額 (8万円控除後) 扶養親族の数(内老人) 雑損・医療費 小規模企業共済等掛金 寡婦(夫)・勤労学生 障害者・特別障害者	支給開始改定消滅 3歳未満 3歳以上 受付確認	支給開始改定消滅 3歳未満 3歳以上 受付確認	年 月 日	

(裏面)

添 付 書 類

つぎの各項目に該当するときは、それぞれの書類等をこの認定請求書に添えて提出してください。

- 1 支給要件児童のうち他の市町村に住所を有する児童がある場合は、その児童の属する世帯の全員の住民票の写し。
- 2 支給要件児童のうちに請求者自身の子である児童があり、その児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
- 3 支給要件児童のうちに請求者自身の子でない児童がある場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類
- 4 請求者が本年(1月から5月までの月分の児童手当)については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年の所得の額と、その所得に係る市長村民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書(児童手当所得証明書)
- 5 請求者の親族でないためその市町村市民税で扶養親族の対象とならないが、前年の12月31日に請求者が世帯を維持した児童があった場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- 6 請求者が厚生年金等の公的年金制度に加入している場合(被用者のみ)は、当該事実を明らかにすることができる書類
- 7 その他持参すべきもの
請求者の普通預金通帳及び印鑑

〔改正前 別記〕
第2号様式(第6条関係)

受付確認日		児童手当現況届				児童手当		特例給付		
受付		(表面)				児童手当		特例給付		
		住所		受給者		受給者番号		小学校第3学年修了前特例給付		
審査		支給要件		児童	生年月日	続柄	同居・別居	監護	生計関係	加入年金制度
入力										
							同居・別居	有・無	同一・維持	1 国民年金
							同居・別居	有・無	同一・維持	2 未加入
							同居・別居	有・無	同一・維持	3 厚生年金
							同居・別居	有・無	同一・維持	4 共済組合
							同居・別居	有・無	同一・維持	5 その他
							同居・別居	有・無	同一・維持	()
		那覇市長 様					同居・別居	有・無	同一・維持	年金記号番号
		年 月 日		電話	自宅	受給者名 印				
		年 月 日		電話	自宅	職場				

※厚生年金(又は共済組合)に加入している方は下記の証明欄に勤務先で証明してもらって下さい。

年証 金明 加書 入	氏名	左のとおり、年金に加入していることを証明します。		
	加入年金制度名	1 厚生年金	年	月 日
	年金記号番号	2 () 共済	年	月 日
	現職場での加入年月日	事業所名 所在地 代表者名	年	月 日

印

(裏面)

記入確認上の注意事項

表面の事項を確認し、下欄へ住所、氏名、勤務先、電話番号を記入し直接所管の窓口へ提出してください。

字は、楷書(かいしよ)ではつきり書いてください。記名押印に代えて、署名することができます。

児童の状況について

18才に達する日以後の最初の3月31日までの児童について記載されているかを確認し、誤りがあれば訂正してください。追加すべき児童がいる場合は増額請求書(窓口にある)を提出してください。

[改正前 別記]

第3号様式(第6条関係)

児 童 手 当
特 例 給 付 請求書
未支払 小学校第3学年修了前特例
給付

那覇市長 様		提出年月日 年 月 日		※受付確認年月日 年 月 日	
死 亡 者	(フリガナ)				死亡した 年 月 日
	氏 名				
	住 所				
支 で 給 あ 要 っ た 件 児 児 童 童	氏 名	住 所			
請 内 求 の 容	支 払 期 間	年 月 から 年 月 まで	請求金額	円	
支 金 払 融 希 機 望 関	名 称	銀行・信用金庫 農協・労働金庫		口座番号	
	支 店 名	支 店 出張所	支 店 番 号	預金種別	普 通
請 求 者	(フリガナ) 氏 名	印			
	住 所	電話 ()			
※支給決定 年 月 日		. .	※請求却下 年 月 日		. .

※印の欄は、記入しないでください。

字は、楷書(かいしよ)ではっきり書いてください。

記名押印に代えて、署名することができます。

[改正前 別記]

第4号様式(第6条関係)

児 童 手 当 随 時 払 い 請 求 書

那覇市長 様

次のとおり児童手当の随時払いを請求します。

なお、支払は(直接払い・口座振替)でお願いします。

※印を記入して下さい。

提出年月日 年 月 日		受給者番号	
※請求者 (受給者)	住所	那覇市	
	氏名	印	電話() ー 生年月日 年 月 日
請求金額	金 円也		
請求理由			
振込先口座 記入欄	(フリガナ) 口座名義人(受給者)	金融機関	銀行・信用金庫 農協・労働金庫
		支店名	支店番号
		口座番号	預金種別 普通
請求区分	年 月分 ～ 年 月分		
請求内訳	算定児童数 人		
	手当額 月数		
	第()子	×	円
	第()子	×	円
	第()子	×	円
		計	円

被用区分	被用者	非被用者	特例給付
3歳未満			
3歳以上			

受付窓口
1 市民課
2 真和志支所
3 首里支所
4 小禄支所

課長	主査等	担当	入力月日
			G / M /

備考

[改正前 別記]

第5号様式(第6条関係)

那覇市指令 第 号

年 月 日

那覇市長 印

様

児 童 手 当 認 定 通 知 書

(小学校第3学年終了前特例給付)

年 月 日で請求のありました児童手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して、60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。

記

認 定 に 関 す る 事 項			
支	氏名	生年月日	年齢
給	手当月額		
要			
件			
児			
童			
支給対象児童数		人	区分
支給開始年月		年 月	手当月額 円

※ 特例給付の受給者が厚生年金から離脱したときは速やかに消滅届を提出してください。提出が遅れますと、厚生年金の喪失月の翌月以降分について返還していただくことになります。

[改正前 別記]

第6号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

那覇市長

印

児童手当認定請求却下通知書
(特例給付・小学校第3学年修了前特例給付)

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次の理由で請求
(特例給付・小学校第3学年修了前特例給付)
を却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。

記

認 定 却 下 に 関 する 事 項	
却下した理由	
備 考	

特例給付及び法附則第8条給付の受給者が被用者でなくなったときには速やかに受給事由消滅届を提出してください。提出が遅れますと、被用者でなくなった月の翌月以降分について返還していただくことになります。

[改正前 別記]

第7号様式(第6条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日

那覇市長 印

様

児 童 手 当 額 改 定 通 知 書

(小学校第3学年終了前特例給付)

年 月 日で請求のありました児童手当については、次のとおり改定しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して、60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。

記

認 定 に 関 す る 事 項			
支 給 要 件 児 童	氏名	生年月日	年齢
	手当月額		
支給対象児童数		人	区分
支給開始年月		年 月	手当月額 円
改定(増額・減額)理由			

※ 特例給付の受給者が厚生年金から離脱したときは速やかに消滅届を提出してください。
提出が遅れますと、厚生年金の喪失月の翌月以降分について返還していただくことになります。

[改正前 別記]

第8号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

那覇市長

印

児童手当額改定請求却下通知書
(特例給付・小学校第3学年修了前特例給付)

児童手当の額の改定については職権により、次のとおり却下しましたので、通知します。
(特例給付・小学校第3学年修了前特例給付)

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して、60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。

記

額改定請求却下に関する事項	
却下の理由	
備 考	

特例給付及び法附則第8条給付の受給者が被用者でなくなったときには速やかに受給事由消滅届を提出してください。提出が遅れますと、被用者でなくなった月の翌月以降分について返還していただくことになります。

[改正前 別記]

第9号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

那覇市長

印

支給決定

未 支 払 児 童 手 当

通知書

(特例給付・小学校第3学年修了前特例給付)

請求却下

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり
(特例給付・小学校第3学年修了前特例給付)

支給することに決定
請求を却下 しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して、60日
以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。

記

支払の内容	1 支 払 期 間	年 月 から 年 月 まで
	2 支 払 金 額	円
	3 支 払 年 月 日	年 月 日
	4 支 払 方 法	
却下の理由		

[改正前 別記]

第10号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

那覇市長

印

児童手当関係書類 返戻
保留 通知書

年 月 日付で請求のありました認定請求については、次の理由で

返戻
保留

することとしましたので通知します。

なお、請求書を再提出の際には、この通知書を添えて提出してください。

記

理	由

[改正前 別記]

第11号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

那覇市長

印

児 童 手 当 支 払 差 止 通 知 書
(特例給付・小学校第3学年修了前特例給付)

次のとおり児童手当の支払を一時差止めましたから通知します。

(特例給付・小学校第3学年修了前特例給付)

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して、60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。

記

支 払 差 止 の 内 容	支 払 差 止 事 由	
	支 払 差 止 額	円
	支 払 差 止 期 間	年 月から 年 月まで

[改正前 別記]

第12号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

那覇市長

印

児 童 手 当 支 給 事 由 消 滅 通 知 書
(特例給付・小学校第3学年修了前特例給付)

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。
(特例給付・小学校第3学年修了前特例給付)

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して、60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。

記

1 消 滅 し た 日	年 月 日
2 消 滅 の 理 由	

訓 令

那覇市訓令第17号

平成20年12月15日

那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程(1971年那覇市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(建設工事施工能力等審査) 第6条 [略] 2 前項の審査の方法は、次に定めるところによる。 (1) [略] (2) 本市独自の審査については、工事成績、指名停止状況、経営状況、従業員雇用人数、技術者雇用人数、障害者雇用人数、ISO(国際標準化機構)規格認証の取得及び本市に本店を有する法人登記期間(個人の場合は本市における営業期間)によるものとする。 (建設業者格付名簿等) 第7条 [略] 2 前項の格付けの登録は、<u>那覇市建設工事競争入札参加資格審査委員会</u>の審査を経た後でなければならない。 3 [略]	(建設工事施工能力等審査) 第6条 [略] 2 [略] (1) [略] (2) 本市独自の審査については、工事成績、指名停止状況、経営状況、従業員雇用人数、技術者雇用人数、障害者雇用人数、ISO(国際標準化機構)規格認証の取得、<u>エコアクション21認証・登録、優秀建設工事表彰、社会貢献</u>及び本市に本店を有する法人登記期間(個人の場合は本市における営業期間)によるものとする。 (建設業者格付名簿等) 第7条 [略] 2 前項の格付けの登録は、<u>那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程(1971年那覇市訓令第11号)第1条に規定する那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会</u>の審査を経た後でなければならない。 3 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成20年12月15日から施行する。

告 示

那覇市告示第 1 1 5 号

平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日

掲 示 済

平成 2 0 年（ 2 0 0 8 年 ） 1 2 月那覇市議会定例会の招集について

平成 2 0 年（ 2 0 0 8 年 ） 1 2 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1 招 集 の 日 | 平成 2 0 年 1 2 月 2 日（火） |
| 2 招 集 の 場 所 | 那覇市議会議場 |

那覇市告示第 1 2 4 号

平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項の規定により、平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 9 月 3 0 日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 0 年度上半期那覇市の財政（平成 2 0 年 9 月 3 0 日現在）

1 歳入及び歳出の状況

（単位：千円）

区 分	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計（ 1 ）	118,537,408	52,402,289	44.2%	50,961,497	43.0%
特別会計（ 2 ）	63,711,234	20,359,642	32.0%	26,498,422	41.6%
土地区画整理事業	3,455,925	814,343	23.6%	820,539	23.7%
国民健康保険事業	36,097,331	10,577,911	29.3%	15,701,539	43.5%
老人保健	3,538,366	2,125,885	60.1%	2,714,480	76.7%
市街地再開発事業	3,201,824	128,601	4.0%	168,082	5.2%
介護保険事業	14,993,479	6,079,966	40.6%	6,307,799	42.1%
後期高齢者医療	2,424,309	632,936	26.1%	785,983	32.4%
合計（ 1 ）＋（ 2 ）	182,248,642	72,761,931	39.9%	77,459,919	42.5%

2 一般会計歳入及び歳出の状況

歳入

(単位：千円)

予算科目	予算現額	収入済額	収入率
市税	39,338,956	22,049,013	56.0%
地方譲与税	799,749	178,607	22.3%
地方交付税	11,053,669	7,615,649	68.9%
分担金及び負担金	2,147,781	1,047,061	48.8%
使用料及び手数料	2,705,785	1,160,021	42.9%
国庫支出金	27,612,929	7,959,972	28.8%
県支出金	6,194,056	1,263,508	20.4%
繰越金	847,035	1,919,772	226.6%
諸収入	3,012,847	4,490,093	149.0%
市債	14,908,100	0	0.0%
その他	9,916,501	4,718,594	47.6%
合 計	118,537,408	52,402,290	44.2%

歳出

(単位：千円)

予算科目	予算現額	支出済額	執行率
議会費	743,924	347,519	46.7%
総務費	16,009,008	10,139,686	63.3%
民生費	43,070,661	17,203,925	39.9%
衛生費	8,643,243	3,990,324	46.2%
労働費	43,994	19,627	44.6%
農林水産業費	96,108	38,435	40.0%
商工費	755,351	373,123	49.4%
土木費	18,551,886	6,504,685	35.1%
消防費	2,577,294	1,179,631	45.8%
教育費	14,839,187	4,392,083	29.6%
災害復旧費	4	0	0.0%
公債費	13,094,490	6,716,714	51.3%
その他	112,258	55,745	49.7%
合 計	118,537,408	50,961,497	43.0%

3 財 産

土地（学校、公園など）

2,796,197 m²

建物（学校、図書館など）

973,228 m²

基金（特定の目的のための資金の積立など）

18,089,720 千円

有価証券（株券）

3,610,972 千円

4 一時借入金の現在額

3,470,000 千円

5 市債残高

(単位：千円)

	一般会計	市街地再開発 事業特別会計	介護保険事業 特別会計	合 計
財政融資資金	59,874,879	83,900	0	59,958,779
簡易生命保険資金	25,972,048	0	0	25,972,048
郵便貯金資金	1,829,449	0	0	1,829,449
公営企業金融公庫	6,001,931	0	0	6,001,931
市中銀行等	17,323,866	0	0	17,323,866
共済組合等	4,124,327	350,100	0	4,474,427
その他	0	0	163,417	163,417
合 計	115,126,500	434,000	163,417	115,723,917

その他は、介護保険事業の財政安定化基金債である

6 平成19年度会計別歳入及び歳出決算額

(単位:円)

区 分		予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出	翌年度へ繰越	実質収支額
会計別					差引額	すべき財源	(純剰余金)
一 般 会 計(1)		118,460,904,768	115,093,456,322	113,173,684,382	1,919,771,940	380,063,556	1,539,708,384
特 別 会 計(2)		84,137,281,235	81,429,682,272	81,863,114,093	△433,431,821	82,767,459	△516,199,280
内 訳	土地区画整理事業	3,777,532,235	3,431,317,887	3,327,115,001	104,202,886	82,767,459	21,435,427
	国民健康保険事業	39,263,147,000	37,769,197,449	38,124,287,342	△355,089,893	0	△355,089,893
	老人保健	24,651,941,000	23,793,609,169	24,196,195,135	△402,585,975	0	△402,585,975
	市街地再開発事業	1,296,000,000	1,295,999,873	1,296,563,386	436,487	0	436,487
	介護保険事業	15,148,661,000	15,139,557,903	14,919,953,229	219,604,674	0	219,604,674
合 計(1)+(2)		202,598,186,003	196,523,138,594	195,036,798,475	1,486,340,119	462,831,015	1,023,509,104
対前年度比較		17,322,467,695	17,849,328,313	19,696,306,220	△1,848,977,907	△439,233,024	△1,409,694,883

7 平成19年度一般会計歳入及び歳出決算額

(単位:円)

歳入決算額	115,093,456,322	歳出決算額	113,173,684,382
市税	38,793,995,923	議会費	759,525,222
地方譲与税	922,684,817	総務費	13,446,107,268
地方交付税	11,043,031,000	民生費	41,294,379,038
分担金及び負担金	1,281,995,878	衛生費	6,454,244,467
使用料及び手数料	2,658,445,593	労働費	44,767,760
国庫支出金	25,159,873,296	農林水産業費	126,045,758
県支出金	5,768,996,351	商工費	1,136,071,983
財産収入	7,618,946,701	土木費	17,738,962,776
繰入金	3,140,010,206	消防費	4,139,284,046
繰越金	2,425,421,527	教育費	12,122,535,507
諸収入	2,493,461,900	災害復旧費	0
市債	9,819,100,000	公債費	15,801,496,156
その他	3,967,493,130	諸支出金	110,264,401

8 平成19年度市民1人当たり行政経費及び市税負担額(一般会計)

(単位:円)

1人当たり行政経費	359,631
議会費	2,414
総務費	42,728
民生費	131,221
衛生費	20,510
労働費	142
農林水産業費	401
商工費	3,610
土木費	56,369
消防費	13,153
教育費	38,522
災害復旧費	0
公債費	50,212
諸支出金	350

平成20年3月31日現在人口 314,694人(外国人登録人口を含む)

市民1人当たり行政経費 359,631円

市民1人当たり市税負担額 123,275円

那覇市上下水道局業務の状況 (水道事業)

1 事業の概要

主要統計

平成 20 年 9 月 30 日現在

項 目	単位	実 績
給水人口	人	313,587
給水戸数	戸	147,447
給水栓数	栓	93,399
総配水量	m3	16,489,483
一日平均配水量	m3	107,774
一日最大配水量	m3	114,340
有収水量	m3	15,785,796
有収率	%	95.73

水道料金調定・収納状況

平成 20 年 9 月 30 日現在

(税込)

予算額 (円)	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)	未納額 (円)
8,175,200,000	3,353,374,669	2,588,909,236	77.20	764,465,433

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位: 円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		水道事業収益	8,633,731,000	4,017,864,317	46.54%	
	第1項	営業収益	8,483,388,000	3,922,081,740	46.23%	
	第2項	営業外収益	110,345,000	55,623,351	50.41%	
	第3項	特別利益	39,998,000	40,159,226	100.40%	

支出

(単位: 円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		水道事業費用	8,128,003,000	3,143,123,630	38.67%	
	第1項	営業費用	7,755,976,000	3,004,874,755	38.74%	
	第2項	営業外費用	337,262,000	133,774,915	39.66%	
	第3項	特別損失	14,765,000	4,473,960	30.30%	
	第4項	予備費	20,000,000	0	0.00%	

(2) 資本的収入及び支出

収入

(単位: 円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		資本的収入	374,769,000	15,002,269	4.00%	
	第1項	補助金	340,000,000	0	0.00%	
	第2項	出資金	7,535,000	0	0.00%	
	第3項	固定資産売却代金	15,001,000	15,002,269	100.01%	
	第4項	その他資本収入	1,000	0	0.00%	
	第5項	他会計貸付金償還金	12,232,000	0	0.00%	

支出

(単位: 円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		資本的支出	2,632,303,000	524,332,435	19.92%	
	第1項	建設改良費	1,298,897,000	60,789,835	4.68%	
	第2項	企業債償還金	1,326,000,000	461,137,600	34.78%	
	第3項	投資	2,405,000	2,405,000	100.00%	
	第4項	その他資本的支出	1,000	0	0.00%	
	第5項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

平成20年度損益計算書(上半期)
(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)

(単位:円)

1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	3,595,986,180		
(2) その他営業収益	<u>144,237,810</u>	3,740,223,990	
2 営 業 費 用			
(1) 配 水 費	1,852,872,588		
(2) 給 水 費	119,539,835		
(3) 漏 水 防 止 費	20,856,783		
(4) 業 務 費	158,667,080		
(5) 総 係 費	231,183,253		
(6) 減 価 償 却 費	509,904,000		
(7) 資 産 減 耗 費	<u>19,054,000</u>	<u>2,912,077,539</u>	
営 業 利 益			828,146,451
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息	12,679,899		
(2) 補 償 金	6,967,650		
(3) 土 地 物 件 収 益	30,205,287		
(4) 雑 収 益	<u>4,512,337</u>	54,365,173	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息	133,774,915	<u>133,774,915</u>	<u>79,409,742</u>
経 常 利 益			748,736,709
5 特 別 利 益			
(1) 固定資産売却益	39,997,731		
(2) 過年度損益修正益	<u>153,809</u>	40,151,540	
6 特 別 損 失			
(1) 固定資産売却損	3,321,697		
(2) 過年度損益修正損	<u>1,097,414</u>	<u>4,419,111</u>	<u>35,732,429</u>
上 半 期 純 利 益			784,469,138
前年度繰越利益剰余金			<u>691,475,726</u>
上半期末処分利益剰余金			<u><u>1,475,944,864</u></u>

平成20年度貸借対照表(上半期)

(平成20年9月30日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1)有形固定資産

イ土地	1,075,001,641	
ロ建物	2,231,756,924	
減価償却累計額	<u>385,298,196</u>	1,846,458,728
ハ構築物	33,910,628,308	
減価償却累計額	<u>11,508,985,120</u>	22,401,643,188
ニ機械及び装置	2,519,291,649	
減価償却累計額	<u>1,155,752,488</u>	1,363,539,161
ホ車両運搬具	28,802,372	
減価償却累計額	<u>23,248,513</u>	5,553,859
ヘ工具器具及び備品	425,300,918	
減価償却累計額	<u>230,305,398</u>	194,995,520
ト建設仮勘定	<u>116,932,651</u>	
有形固定資産合計		27,004,124,748
(2)無形固定資産		
イ電話加入権	<u>913,300</u>	
無形固定資産合計		913,300
(3)投資		
イ長期貸付金	110,093,400	
ロその他投資	<u>118,351,252</u>	
投資合計		<u>228,444,652</u>
固定資産合計		27,233,482,700

2 流 動 資 産

(1)現金預金	3,911,741,290	
(2)未収金	1,300,830,078	
(3)貯蔵品	43,897,496	
(4)前払金	424,120,522	
(5)その他流動資産	<u>93,069,536</u>	
流動資産合計		<u>5,773,658,922</u>
資産合計		<u>33,007,141,622</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債			
(1)引 当 金			
イ退職給与引当金	6,947,344		
ロ修繕引当金	<u>699,965,513</u>	706,912,857	
(2)その他固定負債		<u>79,995,462</u>	
固定負債合計			786,908,319
4 流 動 負 債			
(1)未 払 金		18,921,269	
(2)前 受 金		90,000	
(3)預 り 金		100,231,701	
(4)その他流動負債		<u>183,472,185</u>	
流動負債合計			<u>302,715,155</u>
負債合計			1,089,623,474

資 本 の 部

5 資 本 金			
(1)自 己 資 本 金		7,622,934,194	
(2)借 入 資 本 金			
イ企 業 債	<u>6,106,054,084</u>		
借入資本金合計		<u>6,106,054,084</u>	
資本金合計			13,728,988,278
6 剰 余 金			
(1)資 本 剰 余 金			
イ受贈財産評価額	591,126,428		
ロ国庫(県)補助金	14,080,259,526		
ハ寄 附 金	70,000,000		
ニ工 事 負 担 金	1,804,535,921		
ホ補 償 金	<u>166,663,131</u>		
資本剰余金合計		16,712,585,006	
(2)利 益 剰 余 金			
イ減 債 積 立 金	0		
ロ上半期末処分利益剰余金	<u>1,475,944,864</u>		
利益剰余金合計		<u>1,475,944,864</u>	
剰 余 金 合 計			<u>18,188,529,870</u>
資 本 合 計			<u>31,917,518,148</u>
負債資本合計			<u>33,007,141,622</u>

3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財政融資資金	4,196,078,455	0	113,706,594	4,082,371,861
公営企業金融公庫	2,371,113,229	0	347,431,006	2,023,682,223
計	6,567,191,684	0	461,137,600	6,106,054,084

一時借入金

なし

那覇市上下水道局業務の状況（下水道事業）

1 事業の概要

主要統計

平成 20 年 9 月 30 日現在

項 目	単位	実 績
使用戸数	人	133,309
検針栓数	栓	83,440
総排水量	m ³	16,216,042
有収水量	m ³	16,216,019
有収率	%	100.00

下水道料金調定・収納状況

平成 20 年 9 月 30 日現在

(税込)

予算額（円）	調定額（円）	収納額（円）	収納率（％）	未納額（円）
3,521,990,000	1,435,950,209	1,044,898,183	72.77	391,052,026

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位: 円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		下水道事業収益	3,935,572,000	1,784,658,916	45.35%	
	第1項	営業収益	3,522,295,000	1,621,601,309	46.04%	
	第2項	営業外収益	413,276,000	162,368,973	39.29%	
	第3項	特別利益	1,000	688,364	68,836.40%	

支出

(単位: 円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		下水道事業費用	3,824,041,000	1,069,786,438	27.98%	
	第1項	営業費用	3,137,015,000	768,963,721	24.51%	
	第2項	営業外費用	661,663,000	297,775,438	45.00%	
	第3項	特別損失	5,363,000	3,047,279	56.82%	
	第4項	予備費	20,000,000	0	0.00%	

(2) 資本的収入及び支出

収入

(単位: 円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		資本的収入	2,305,369,000	253,114,512	10.98%	
	第1項	企業債	1,103,900,000	0	0.00%	
	第2項	補助金	885,990,000	0	0.00%	
	第3項	出資金	312,479,000	251,010,112	80.33%	
	第4項	その他資本収入	3,000,000	2,104,400	70.15%	

支出

(単位: 円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		資本的支出	3,097,407,500	1,015,395,310	32.78%	
	第1項	建設改良費	1,958,811,500	453,662,893	23.16%	
	第2項	企業債償還金	1,112,217,000	556,111,417	50.00%	
	第3項	他会計借入金償還金	12,232,000	0	0.00%	
	第4項	その他資本的支出	9,147,000	5,621,000	61.45%	
	第5項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

平成20年度損益計算書(上半期)
(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)

(単位:円)

1 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	1,544,257,318		
(2) その他営業収益	<u>131,200</u>	1,544,388,518	
2 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	38,518,219		
(2) ポ ン プ 場 費	8,366,578		
(3) 排 水 設 備 費	39,884,752		
(4) 業 務 費	597,627,681		
(5) 総 係 費	56,682,595		
(6) 減 価 償 却 費	328,867,500		
(7) 資 産 減 耗 費	<u>11,796,000</u>	<u>1,081,743,325</u>	
営 業 利 益			462,645,193
3 営 業 外 収 益			
(1) 他 会 計 負 担 金	142,484,888		
(2) 受 取 利 息	830,463		
(3) 補 償 金	0		
(4) 雑 収 益	<u>18,178,255</u>	161,493,606	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息	297,775,438		
(2) 雑 支 出	<u>0</u>	<u>297,775,438</u>	<u>136,281,832</u>
経 常 利 益			
5 特 別 利 益			326,363,361
(2) 過年度損益修正益	<u>655,846</u>	655,846	
6 特 別 損 失			
(1) 過年度損益修正損	2,902,176		
(2) その他特別損失	<u>0</u>	<u>2,902,176</u>	<u>2,246,330</u>
上 半 期 純 利 益			324,117,031
前年度繰越利益剰余金			<u>175,890,611</u>
上半期末処分利益剰余金			<u><u>500,007,642</u></u>

平成20年度貸借対照表(上半期)

(平成20年9月30日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1)有形固定資産

イ土地		310,943,638	
ロ建物	103,964,578		
減価償却累計額	<u>7,301,462</u>	96,663,116	
ハ構築物	35,163,369,831		
減価償却累計額	<u>1,367,993,862</u>	33,795,375,969	
ニ機械及び装置	415,172,439		
減価償却累計額	<u>50,715,825</u>	364,456,614	
ホ車両運搬具	2,978,794		
減価償却累計額	<u>803,013</u>	2,175,781	
ヘ工具器具及び備品	22,113,979		
減価償却累計額	<u>11,981,430</u>	10,132,549	
ト建設仮勘定		<u>870,787,395</u>	
有形固定資産合計			35,450,535,062
(2)無形固定資産			
イ施設利用権		<u>4,931,457,496</u>	
無形固定資産合計			4,931,457,496
(3)投資			
イ長期貸付金		9,531,644	
ロその他投資		<u>4,147,000</u>	
投資合計			<u>13,678,644</u>
固定資産合計			40,395,671,202

2 流 動 資 産

(1)現金預金		491,614,356	
(2)未収金		603,875,964	
(3)前払金		179,578,575	
(4)その他流動資産		<u>46,179,643</u>	
流動資産合計			<u>1,321,248,538</u>
資産合計			<u>41,716,919,740</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1)引 当 金

イ退職給与引当金 109,428,576

ロ修繕引当金 112,403,137

固定負債合計

221,831,713

4 流 動 負 債

(1)未 払 金 132,071,406

(2)預 り 金 15,157,825

(3)その他流動負債 78,120,946

流動負債合計

225,350,177

負債合計

447,181,890

資 本 の 部

5 資 本 金

(1)自 己 資 本 金 6,087,026,585

(2)借 入 資 本 金

イ企 業 債 13,281,745,217

ロ他会計借入金 110,093,400

借入資本金合計

13,391,838,617

資本金合計

19,478,865,202

6 剰 余 金

(1)資 本 剰 余 金

イ受贈財産評価額 248,708,771

ロ国庫(県)補助金 21,042,156,235

資本剰余金合計

21,290,865,006

(2)利 益 剰 余 金

イ減 債 積 立 金 0

ロ上半期末処分利益剰余金 500,007,642

利益剰余金合計

500,007,642

剰 余 金 合 計

21,790,872,648

資 本 合 計

41,269,737,850

負債資本合計

41,716,919,740

3 企業債、その他借入金及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財政融資資金	7,033,054,298	0	151,171,363	6,881,882,935
公営企業金融公庫	7,405,124,887	0	202,874,832	7,202,250,055
簡易生命保険積立金	4,754,303,756	0	89,763,999	4,664,539,757
琉球銀行	403,404,000	0	32,032,000	371,372,000
沖縄銀行	325,400,000	0	37,070,000	288,330,000
沖縄海邦銀行	96,000,000	0	16,000,000	80,000,000
沖縄県労働金庫	13,500,000	0	3,375,000	10,125,000
コザ信用金庫	14,900,000	0	3,725,000	11,175,000
J A 沖縄	61,900,000	0	14,325,000	47,575,000
計	20,107,586,941	0	550,337,194	19,557,249,747

その他借入金

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
地域振興整備公団	217,627,474	0	5,774,223	211,853,251
那覇市水道事業会計	110,093,400	0	0	110,093,400
計	327,720,874	0	5,774,223	321,946,651

一時借入金

なし

公 告

那覇市公告第161号

平成20年12月3日

掲 示 済

平成19年7月4日内閣総理大臣認定の地域再生計画「周辺環境調和型『亜熱帯庭園都市』による地域活力の再生」に係る地域再生協議会の設置について

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市では、平成18年に実施した「那覇新都心地区（おもろまち一丁目）土地利用事業者募集」に関し、地域再生法に基づき本市が策定した地域再生計画「周辺環境調和型『亜熱帯庭園都市』による地域活力の再生」について、平成19年7月4日に内閣総理大臣からの認定を受けています。

このたび、同法第12条第1項に基づき、当該認定地域再生計画について、その総合的かつ効果的な推進のため、「那覇市地域再生協議会」を設置しましたので、同条第7項に基づき公表します。

1 地域再生協議会の概要

(1) 名称

那覇市地域再生協議会

(2) 対象となる地域再生計画の名称

「周辺環境調和型『亜熱帯庭園都市』による地域活力の再生」（平成19年7月4日内閣総理大臣認定）

(3) 協議項目

雇用機会の創出に関すること。

オフィス・ホテル・商業棟における施設等の活用による、IT情報産業、観光産業及び商工業産業等の振興に関すること。

地域貢献施設の内容等に関すること。

建設完了後の施設及び空間等の利用に係る、周辺地域及び関係団体等との連携などの賑わいのあるまちづくりに関すること。

その他前各号に掲げるもののほか、認定計画の総合的かつ効果的な推進のために市が必要と認める事項。

(4) 構成員

地域再生法第12条第2項に基づく構成員

那覇市（総務部） 大和ハウス工業株式会社、オリックス不動産株式会社、株式会社大京

地域再生法第12条第3項に基づく構成員

社団法人那覇市観光協会 米村幸政 会長、那覇商工会議所 宮城光男 専務理事、沖縄県情報通信関連産業団体連合会 大城弘道 会長、那覇公共職業安定所（ハローワーク那覇） 塩川恵信 所長、NPO 法人エコ・ビジョン沖縄 古我知浩 理事長、那覇市自治会長会連合会 井上正邦 会

長、新都心安全なまちをつくる会 上原幸吉 会長、おもろまち自治会
中井孝 副会長、おもろまち一丁目住環境を考える会 知念徹治 代表、
(旧・那覇新都心地主協議会会長) 内間安晃

(5) 設置年月日

平成 20 年 12 月 1 日

2 地域再生計画の概要

(1) 地域再生計画の概要

那覇市は、沖縄本島の南部に位置し、沖縄県の政治・経済・文化の中心地
であるとともに、南国特有の自然特性を持ち、観光・リゾート産業を基幹産
業とする地域である。しかし、失業率は全国平均に比べ非常に高い水準で推
移しており、地域経済の活性化、雇用機会の創出が強く求められている状況
である。そこで、民間事業者の活力も生かしながら、観光や情報通信関連の
産業振興及び新規企業立地を促進し、地域経済の活性化と就業の場を創出す
ることで、厳しい経済・雇用状況を改善することにより、地域の活性化を図
る。

(2) 適用される支援措置

公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供すること
ができる用途の範囲の拡大

以上

那覇市公告第 1 7 7 号

平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日

平成 2 1 ・ 2 2 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受
付について

平成 2 1 ・ 2 2 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付を
次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認め
られた者にあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (3) 建設工事については、建設業法第 3 条に規定する建設業の許可を受けてい
る者であること。また、建設業法第 2 7 条の 2 3 に規定する経営事項審査を
受けている者であること。

2 申請書(本市様式)及び提出要領の配布期間

平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日(月) ~ 平成 2 1 年 1 月 1 6 日(金)

3 受付期間

平成21年1月5日(月)～平成21年1月30日(金)
午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分
(ただし土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

4 配布場所及び受付場所

都市計画部契約検査室(那覇市銘苅庁舎5階)
受付は全て持参の上面談審査になります。
(郵送による受付はいたしません。)

5 提出書類

競争入札参加資格審査申請書の提出要領による。

6 問い合わせ先

都市計画部契約検査室契約G
電話番号 直通 098-951-3253

那覇市公告第178号

平成20年12月15日

平成21年度及び平成22年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者登録申請受付について

平成21年度及び平成22年度の那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者登録審査にかかる申請受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札参加資格者要件

- (1) 営業実績が2年以上あること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 県内に本店があり、かつ、本店、支店及び営業所のいずれかを本市に有すること。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払い等、社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (8) 清掃員又は警備員の制服制度があること。
- (9) 従業員数(清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあつては警備員数)が5名以上であること。
- (10) 警備業務にあつては、公安委員会の認定業者であること。

(11) 清掃業務にあつては、県知事登録業者であること。

2 申請書類の配付期間

平成21年1月5日(月)～ 同年1月30日(金)

3 受付期間

平成21年1月13日(火)～ 同年1月30日(金)

午前9時～ 午後5時(12時15分～ 午後1時を除く)

4 受付及び申請書類の配布方法

受付：那覇市総務部 管財課(電話862-9904)

配布方法：総務部管財課(那覇市役所4階)

那覇市のホームページ(<http://www.city.naha.okinawa.jp/>)からもダウンロードできます。

那覇市公告第179号

平成20年12月15日

那覇市物品購入等入札参加資格審査申請について

平成21年度及び平成22年度において、那覇市が行う物品の購入(一部リースを含む)及び製造請負並びに不用品売却に係る入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 申請条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
また平成21年度中に入札に参加させない期間が経過すること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあってはそれらの資格等を有していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の1月1日において引き続き2年以上同種の営業を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- (5) 市町村税及び消費税を滞納していないこと。

2 申請書類(本市様式)及び記入要領の配付・受付

- (1) 配付期間 平成21年1月7日(水)から
 - (2) 受付期間 平成21年1月20日(火)～ 2月5日(木)
 - (3) 場 所 総務部管財課(那覇市役所・本庁4階)
- 申請書類は、那覇市のホームページからもダウンロードできます。

3 お問い合わせ先

那覇市総務部管財課

電話番号

直通

8 6 2 - 9 9 0 4

那覇市公告第 1 8 0 号

平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日

那覇市営住宅活用用地活用事業者募集について

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市では、「那覇市営住宅活用用地活用事業者募集」を行います。

1 事業者募集の趣旨

本市では、市営住宅の建替事業で創出する活用用地（余剰地）を民間事業者の活力の導入による地域住民の利便性の向上、地域活性化及び良好なまちづくりの推進を目的に売却することとしました。

本事業者募集における買受事業者は、同用地の活用事業計画の内容と買受希望価格の両面から審査・評価した上で、優先交渉権者（事業予定者）として選定し、本市議会の議決を得て決定するものです。

事業者の皆様には、本事業者募集の趣旨をご理解いただき、当該活用用地の利活用に相応しい企画提案をお願いいたします。

なお、本事業者募集の詳細については、「那覇市営住宅活用用地事業者募集要項 久場川（再募集）」及び「那覇市営住宅活用用地事業者募集要項 宇栄原」をご参照ください。

2 対象となる土地

(1) 久場川市営住宅活用用地

那覇市首里久場川町二丁目 9 6 番 1 8

面積 4 , 7 9 9 . 1 6 m²

(2) 宇栄原市営住宅活用用地

那覇市字宇栄原吹切原 1 番 1 及び同 8 6 9 番 2

面積（合計） 7 , 5 0 4 . 7 2 m²

3 募集要項の配布

本市ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.naha.okinawa.jp/>

4 応募書類等の受付

平成 2 1 年 2 月 1 8 日（水）～ 2 月 2 0 日（金）

5 応募書類等の受付窓口 (事務局)

建設管理部 建設企画課 (那覇市役所 銘苅庁舎 4 階)

T E L (0 9 8) 9 5 1 - 3 2 3 5

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 3 1 号

平成 2 0 年 1 2 月 2 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条 2 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
3 3 3	株式会社 当野土建	那覇市 壺川 2 - 6 - 1 8	當野 幸隆

那覇市上下水道局告示第 3 2 号

平成 2 0 年 1 2 月 3 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

新 規 指 定

指定(登録)番号 第 4 1 9 号
指定工事店名 スイド建設 株式会社
営業所所在地 沖縄市胡屋 4 丁目 2 3 番 3 号
代表者名 與那嶺 靖
有効期間 自 平成 2 0 年 1 1 月 2 0 日
至 平成 2 5 年 3 月 3 1 日

那覇市上下水道局告示第 3 3 号
平成 2 0 年 1 2 月 3 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

指定(登録)番号 第 2 0 5 号
指定工事店名 金 田 設 備
営業所所在地 那覇市小禄 5 丁目 4 番地 3 5
代表者名 金田 宗樹
指定の有効期間 平成 1 7 年 4 月 1 日
平成 2 2 年 3 月 3 1 日
異動年月日 平成 1 7 年 8 月 2 7 日
異動事由 住所の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第65号

平成20年12月2日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

- | | | |
|---|---------------------|---------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 4,893人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 81,543人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 40,772人 |